

桐生市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 1 1

* 現時点での桐生市の考えを示すものです。(R2. 1. 31 時点)

問 1 事業対象者が要介護認定申請を行い、結果、非該当であった場合の取り扱いはいかがか。

(答)

事業対象者は基本的に要支援相当の方です。状態に変化があり、サービス量の増加・他サービスの利用等を検討し、要介護認定申請を行うため、非該当となることは基本的に想定していません。

万が一、非該当であった場合には、利用者負担を考慮し、要介護認定申請前の事業対象者の有効期限までは、事業対象者として、取り扱うものとします。改めて、介護予防ケアマネジメント届出の必要はありません。

この場合、要介護認定申請結果の通知に、要介護認定申請の結果は非該当であること、要介護認定申請前の事業対象者の有効期限までは事業対象者である旨を記載し、事業対象者の介護保険被保険者証を同封し、発送します。

特例的な取り扱いであるため、アセスメントを適切に行い、要介護認定申請を行うようお願いします。

また、事業対象者の有効期限内に要介護認定申請を行う際には、窓口で「現在、事業対象者であること」を職員に伝えてください。